

令和5年度宮崎県海外派遣農業研修生募集要領

令和5年5月25日
農政水産部農村振興局担い手農地対策課

1 趣旨

県は、幅広い視野と国際感覚を持った農業者を育成するため、本県農業青年海外派遣を行う。

なお、事業の実施にあたっては、令和5年度農業研修生海外派遣事業実施要領（公益社団法人国際農業者交流協会（以下、「交流協会」という。））に定めるもののほか、本募集要領に定めるところにより、本県における令和5年度海外派遣農業研修生の募集を実施する。

2 派遣期間

(1) 令和5年度海外派遣農業研修生

- ① アメリカコース
令和6年6月下旬～（約18か月間）
- ② オーストラリアコース
令和6年3月下旬～（約12か月間）

3 募 集

(1) 派遣人員は、若干名とする。

(2) 募集期間は令和5年5月30日（火）から令和5年8月25日（金）までとする。

(3) 研修を希望する者は、次の関係書類を居住地または出身地の市町村に提出するものとする。

- ① 令和5年度海外派遣農業研修生申込書（様式1）
- ② 健康診断書（様式2）

※様式1及び様式2は、交流協会のホームページでプレエントリー（インターネット仮申込）を行うことにより入手する。

ただし、研修を希望する者が次に該当する場合は、当該関係書類を市町村を経由せず知事に提出することができるものとする。

- ・農業関連団体等に勤務する者で、勤務先から推薦を受けることができる場合。
- ・宮崎県立農業大学校や各大学等（以下、「学校等」という。）に所属する者で、所属学校等から推薦を受けることができる場合。

(4) 市町村長は申込者が推薦するに相当であると判断した場合は、推薦書（様式3-1）及び推薦理由書（様式3-2）を添付して、西臼杵支庁又は各農林振興局を経由し、知事に提出するものとする。

ただし、上記関係書類について市町村を経由せずに知事に提出する場合にあっては、研修を希望する者が勤務する農業関連団体等又は研修を希望する者が所属する学校等が、推薦書及び推薦理由書を添付して、知事に提出するものとする。

(5) 西臼杵支庁長又は各農林振興局長は、前項の推薦書に意見書（様式4）を添えて、知事に副申するものとする。

4 資 格

次に掲げる資格要件を備えた者であること。

(1) 現在、農業経営に従事している者、将来農業に従事することが見込まれる者又は農業法人等に勤務し基礎的な農業知識や農業経験を有し、帰国後、本県農業の発展のために活躍することが期待できる者

(2) その他交流協会が定める農業研修生海外派遣事業実施要領に定める応募者の資格に合致する者

5 選 考

(1) 県は選考委員会を設けて、申込みのあった者について選考を行い推薦者を決定し、交流協会へ推薦を行うものとする。

(2) 選考基準は、選考委員会において別に定める。

(3) 選考の方法等

期 日 令和5年9月(予定)

選考内容 書類審査、作文、面接

(4) 交流協会への推薦締め切り 令和5年9月29日(金) (県→交流協会)

6 研修費の一部支援

(1) 県から推薦を受け交流協会から派遣決定を受けた者の分担金を予算の範囲内で1人当たり25万円まで県が負担し、交流協会へ県が直接支払う。

(2) 交流協会の派遣決定を受け、宮崎県農業青年海外研修事業の活用を申請する者に対しては、予算の範囲内で研修費の2分の1以内を補助する(ただし(1)の分担金と併せ60万円を上限とする)。

7 研修生の報告義務

公益社団法人国際農業者交流協会が派遣を決定した研修生については、帰国後1か月以内に研修の報告書を提出するものとする。

8 その他

詳細については、農政水産部農村振興局担い手農地対策課担い手確保担当に問い合わせること。

(様式 3 - 1)

推 薦 書

番 号
年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿
(西臼杵支庁又は各農林振興局経由) ※市町村長の場合

市町村長
農業関係団体等の長
各学校等の長

下記の者を令和 5 年度農業研修生海外派遣事業実施要領に基づく派遣研修生として適格であると認め、推薦いたします。

記

ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
現住所	〒 TEL () - FAX () -

(様式4)

意見書

番号
年月日

宮崎県知事 殿

西臼杵支庁長
〇〇農林振興局長

令和5年度宮崎県海外派遣農業研修生募集要領3(5)の規定により、意見書を提出します。

(西臼杵支庁長又は各農林振興局長の意見)